

平成24年11月定例会 県土整備委員会（事前）

平成24年11月20日（火）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

笠井委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時52分）

これより、県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の11月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①②③）

- 議案第1号 平成24年度徳島県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第2号 平成24年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第16号 徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について
- 議案第17号 徳島県都市公園条例等の一部改正について
- 議案第18号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行条例の制定について
- 議案第22号 一般国道439号道路改築工事落合1号トンネルの請負契約の変更請負契約について
- 議案第25号 徳島県月見が丘海浜公園の指定管理者の指定について
- 議案第26号 旧吉野川流域下水道の指定管理者の指定について
- 報告第2号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 徳島県県営住宅集約化PFI事業に係る落札者の決定について（資料④）
- 徳島阿波おどり空港臨空用地の売却及び貸し付けの内定について（資料⑤）
- 鉄道高架事業の進め方について

海野企業局長（県土整備部長事務取扱）

それでは、今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の県土整備委員会説明資料の目次をごらんください。

今回、提出を予定しております案件は、平成24年度一般会計補正予算並びに債務負担行為、その他の議案等といたしまして、条例案、変更請負契約、指定管理者の指定及び専決処分の報告についてでございます。

それでは、資料の1ページ、一般会計の歳入歳出予算の総括表でございますが、このたびの補正予算につきましては、南海トラフの巨大地震等の地震津波災害を迎え撃ち、切れ

目のない防災・減災対策の推進として、このたび発表しました本県独自の津波浸水想定を踏まえた県民の命を守る安全・安心対策を実施し、また、国の経済危機対応に呼応することによって、経済雇用対策の推進も図るものでございます。表の下から3段目、計の欄を横にごらんください。左から3列目補正額の欄に記載しておりますとおり、今回、県土整備部合計で13億2,147万3,000円の増額をお願いしております。その右隣の計欄には、補正後の額を記載してございますが、538億7,024万円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載しております。

次に2ページ、特別会計でございますが、今回、特別会計の補正予算はございません。

続く3ページから7ページまでは、補正予算に係る各課別の主要事項説明でございます。

まず3ページ、都市計画課では、公園整備事業費で、補正額の欄、最下段に記載のとおり、3,700万円の補正をお願いいたしております。

4ページ、河川振興課でございますが、河川特殊改良事業費など、合計で3億4,770万円の補正をお願いいたしております。

5ページ、砂防防災課でございますが、通常砂防事業費など、合計で1億4,780万円の補正をお願いいたしております。

6ページ、道路整備課でございますが、道路災害防除事業費など、合計で7億897万3,000円の補正をお願いいたしております。

7ページ、運輸政策課及び港湾空港課でございますが、県単独港湾整備事業費など、合計で8,000万円の補正をお願いいたしております。

8ページ、債務負担行為でございますが、徳島県月見が丘海浜公園と旧吉野川流域下水道の管理を指定管理者に行わせることに伴いまして、必要となる指定管理料について、それぞれ記載の額を限度とした債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

9ページ、その他の議案等のうち、まず（1）条例案でございますが、アの徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例では、都市の低炭素化の促進に関する法律が制定されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査等に係る手数料を定めるものでございます。

次に10ページのイの徳島県都市公園条例等の一部を改正する条例、続く11ページのウの高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行条例につきましては、県土整備部関係「施設・公物設置管理の基準」に係るものでございまして、これまで国が政令等で規定していた施設の設置管理基準を県の条例で定めることとされたため、県議会での御論議やパブリックコメントを経て、素案の検討を行ってまいりました。その結果、条例案として、委員会資料の10ページ及び11ページに記載のとおり、今回提案することといたしました。全体像につきましては、別紙に整理しておりますので、お手元の委員会資料（その1）をごらんください。今回、条例で定める基準については、基本的に政令等で定める基準の例によるものとしつつ、本県が持つ特性や地理的条件などを考慮し、2ページにございますように安全・安心、ユニバーサルデザイン、少子化対策の視点から独自基準を設けることといたしました。なお、これらの条例につきましては、平成25年4月1日から施行したいと考えております。

次に12ページ、（２）変更請負契約でございますが、一般国道 439 号道路改築工事落合 1 号トンネルに係る変更請負契約でございますが、この工事につきましては、工事内容を見直したことに伴い、工期の変更をお願いするものでございます。

続きまして13ページ、（３）指定管理者の指定についてでございますが、平成25年度より民間事業者等に管理をゆだねる施設につきまして、指定管理者の公募と選定を行ってまいりましたが、その結果、都市計画課所管の徳島県月見が丘海浜公園につきましては、株式会社スタッフクリエイト、下水環境課所管の旧吉野川流域下水道につきましては、財団法人徳島県建設技術センターをそれぞれ指定管理者として指定しようとするものであります。また、指定の期間は、いずれも平成25年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの 3 年間となっております。なお、選定結果等につきましては、資料を提出いたしておりますので、御参照ください。

14ページ、（４）専決処分の報告についてでございますが、道路事故の損害賠償額の決定と和解に係る専決処分の報告について記載しております。板野郡板野町地内の県道板野川島線などで発生しました道路事故 6 件につきまして、14ページに記載の賠償金額でそれぞれ和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

以上で提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、3 点御報告を申し上げます。

第 1 点目は、資料（その 3）、徳島県県営住宅集約化 P F I 事業に係る落札者の決定についてでございますが、本事業につきましては、本年 6 月に入札公告を実施し、9 月 3 日に入札を行い、提案内容につきまして、学識経験者等から成る事業者選定委員会におきまして、審査、選定を行ってまいりました。このたび、選定委員会の選定結果を踏まえまして、11月 2 日に大林組グループを落札者として決定いたしました。提案内容の特徴としましては、広場を中心とした施設配置による県営住宅、福祉、周辺地域との交流促進、各団地に高齢者向け住宅や医療、介護支援サービス施設の整備、堅固な耐震性及び津波避難機能の確保と避難訓練等の実施など、福祉や防災といった社会的側面にも配慮した地域に開かれた計画となっております。事業スケジュールにつきましては、平成25年度から建設に着手、平成26年度に全団地入居開始、平成45年度に P F I 事業の完了となっており、今後の事業の着実な推進に向け、鋭意取り組んでまいります。

第 2 点目は、資料（その 4）、徳島阿波おどり空港臨空用地の売却及び貸し付けの内定についてでございますが、流通施設用地約 5.5 ヘクタールにつきましては、企業の希望に応じた区画分割方式の導入による分譲、リースを10月に公募しました結果、四国西濃運輸株式会社に約1.65ヘクタールの売却を内定いたしました。また、申し込み順による分譲、貸し付けの公募を行ってまいりました空港支援等施設用地につきまして、株式会社オリックスレンタカー四国に 1 区画の貸し付けを内定いたしました。加えて、西日本高速道路株式会社から四国横断自動車道整備のための用地として、借り受け希望がありました流通施設用地約1.46ヘクタールにつきましても貸し付けを内定いたしました。残りの区画につきましても本県の経済の活性化と雇用の拡大につながりますよう早期の企業誘致に努めてまいります。

第3点目は、鉄道高架事業の進め方についてでございますが、鉄道高架事業につきましては、昨年8月より徳島市に対し、津波から逃げ場のない浸水区域において避難場所となること、既存橋梁を活用し、コストの縮減を図ること、都市計画決定による長期の私権の制限は好ましくないことといったことから一部区間の先行実施、いわゆる前倒しによる早期実現を提案するとともに、新町西地区再開発事業の事前協議においても課題の1つとして提示したところでありますが、さきの9月定例会の御論議も踏まえ、新町川周辺の高架化について、前倒しといった事業の進め方と合わせ、徳島市やJR四国などの関係機関と協議を行い、検討した結果、徳島市とは新町西地区再開発事業の協議と切り離し、鉄道高架の協議の場において去る16日から協議を開始いたしました。今後、経費の縮減を図りつつ、早期の事業効果が発現できるように徳島市を初めとする関係機関と協議を重ね、合意形成を図ってまいります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

岸本委員

先日、会派のほうで視察に行き、一括法に係る勉強会を実施してまいりました。今回、基準ということで、裏面の2ページのほうに書かれてありますが、次の付託委員会までに何をどう変更するのかということについて、わかりやすい表などがあればいただきたいなというふうに要望します。会派の視察で得たことも生かしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

笠井委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時02分）